



## 今月の特集 2017年はどう変わる？

2017年、酉年に変わりました。昨年は、女性活躍促進法にはじまり、マイナンバーやストレスチェックなど人事労務現場において対応を迫られる案件がたくさんありました。



## 情報BOX 生産性の向上を支援する助成金

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。



## むさしの労務相談室 中途採用応募者の職歴を調査したい

中途採用応募者の職歴を確認したいのですが、前職に問い合わせてもよいのでしょうか？過去に嘘の職歴を書いてきた人がいて困ったことがあったもので・・・



## MRパートナーズNOW 新年会のご報告

皆さまあけましておめでとうございます。MRでは、年初に新年会を行いました！



## 2017年はどんな年

2017年、酉年に変わりました。昨年は、女性活躍促進法にはじまり、マイナンバーやストレスチェックなど人事労務現場において対応を迫られる案件がたくさんありました。

では、今年はどうでしょうか？今年も法改正などによる制度や事務取扱いの変更が様々あります。主なものを確認していきましょう。

## 65歳以上も働こう！

昨年の敬老の日の推計で65歳以上の高齢者率は27.3%と過去最高でした。そして、2017年も更に増加することが予想されています。こうした状況の中、この1月からこれまで65歳以上は適用除外となっていた雇用保険に、65歳以上でも週20時間以上かつ31日以上働く人は加入するようになりました。しかも、年齢制限なく何歳まででも加入できます。いくつになっても働けるうちは働きましょう！ということですね。もちろん失業した際には給付金ももらえます。年金生活者も、働けるうちは失業給付も受けられることになるわけです。

一方、64歳以上の被保険者の保険料が免除となる措置は経過措置

として継続され、2020年度から徴収されることになっています。

## 育児や介護でも働き続けよう！

育児介護休業法の改正に伴い、育児や介護のために働くことが困難になっても、離職せずに働き続けられるような新たな配慮が企業に求められるようになりました。具体的には以下の措置が新たに追加されました。

### 育児介護休業法の主な改正内容

- ①有期契約労働者に係る育児介護休業取得要件の緩和
- ②育児休業等の対象となるこの範囲の拡大
- ③介護休業の分割取得
- ④介護のための所定労働時間短縮措置
- ⑤介護のための所定外労働の制限
- ⑥子の看護休暇、介護休暇の取得単位の柔軟化
- ⑦育児介護休業者の就業環境整備

育児や介護で離職を余儀なくさせられた労働者にとっては朗報ですが、個別に細かな対応をしなければいけない人事労務担当者にとっては頭の痛い話かもしれません。まずは規程の見直しから着手しましょう。

## 無期雇用化対策も忘れずに

1月から雇用保険や育児介護休業者のための対応をすると同時に考えておかなければならないのが、有期雇用労働者の契約更新です。2013年の改正労働契約法から5年がたつ2018年に無期雇用転換が始まります。そのため最後の契約更新がこの4月になります。無期雇用は来年の話ではなく、今年度中に解決しておかなければならない課題なのです。

## 新たな法改正が決まるかも

現在審議中ではありますが、労働基準法の改正が2017年に決まるかもしれません。目玉は「60時間超割増率の中小企業への適用」です。長時間労働対策を真剣に進めなければなりません。

## 続きはMR新春セミナーで！

まだまだお伝えしたいことがあります。紙面の関係上、続きはセミナーでお伝えいたします。告知は最後のページにありますので、ご興味のある方は是非ご参加ください。

## 情報BOX

## 生産性の向上を支援する助成金

最低賃金引上げ支援  
中小企業向け 業務改善助成金



中小企業の  
生産性向上を  
支援します！

ニッポンの中小企業  
応援団長  
松木 安太郎 氏

最低賃金引上げ支援  
中小企業向け  
**業務改善  
助成金**

制度の拡充により、最低賃金の引上げ額が異なる  
5つのコースからチョイスできるようになりました。

助成の上上限額  
**50万円~200万円**

※画像出典：厚生労働省特設HP（<http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>）

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資やサービスの利用などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部が助成されます。

それにしても、インパクトのある広報ですね。

## むさしの労務相談室

## 中途採用応募者の職歴を調査したい

### 今月のご相談

中途採用応募者の職歴を確認したいのですが、前職に問い合わせてもよいのでしょうか？過去に嘘の職歴を書いてきた人がいて困ったことがあったもので・・・。

### 回答

直近の有効求人倍率が1.41倍と、採用が非常に厳しい状況になっています。そのため、応募してきた方の履歴書を信じて採用してみたものの、入社後にまったくの期待外れと分かり苦労したという話をしばしば聞きます。よって、採用時には履歴書の記載内容が真実かどうか調査しなければなりません。採用過程における調査の実施は、採用の自由の原則でも認められています。

一方で、個人情報保護法の観点からみると、本人の同意なく第三者に個人情報を提供することは出来ません。故に、前職に連絡しても本人の同意がなくては情報を得ることは出来ないのです。「バックグラウンドチェック」という採用調査をしてくれる民間サービスもありますが、その場合も本人の同意が前提のようです。

よって、採用選考時に応募者に調査を行うことの同意を得るようにしましょう。拒否する場合は採用を控えた方がよいかもしれません。





# MRパートナーズ NOW

## MRパートナーズ 新年会のご報告

皆さまあけましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。

MRでは、年初に新年会を行いました。今年は全員で書初めにチャレンジ！各々の決意表明と共に発表しました。私自身は学生時代ぶりの書初めでしたが、背筋を伸ばして目標を書くことでなんだかピリッと引き締まるような気持ちになりました。

昨年の電通の事件等をきっかけに、「働き方」というものを社会全体で考えようという機運が今まで以上に高まっています。MRは本年も、皆さまのよりよい職場創りのお手伝いができるよう、社員全員で尽力してまいります。本年もどうぞよろしくお願い致します！（経営管理・小林）

## 編集後記

今月のMRコンパでは、業務課・白石のちょっと早い誕生祝いをしました。右の写真はその際に撮影したものです。ケーキを用意するサプライズも無事成功！みんなでおいしく頂きました。（小林）



新春セミナーを開催いたします！

■MRパートナーズ新春セミナー■  
『法改正・新制度解説  
～2017年はこう変わります！』

日程：2017年1月24日（火）  
16：00～17：30

場所：MRパートナーズ セミナールーム

費用：3,000円/人

定員：10名限定（先着順）

内容：2017年も、少子高齢化、長時間労働、同一賃金同一労働といった様々な労務課題に対する政策決定がなされています。今年の人事労務対応について皆さんと一緒に考えていきます！

セミナー案内

⇒<http://rousei.com/info/mrseminar1701>

お電話、メール等にて申込いただけます。  
詳しくはお問い合わせください

（営業部・大塚）